

各位

一般財団法人日本要員認証協会
標準化人材登録センター
(RCE S)

新型コロナウイルス感染拡大に係る規格開発エキスパート資格の更新手続き期限の一部緩和について

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、様々な活動に影響が生じていることから、新型コロナウイルス感染拡大に起因する事由が認められる場合に限り、規格開発エキスパートの資格更新の手続き期限に関し、当面の間、現行のルールを一部緩和いたします。

記

1. 資格維持の手続き期限

	現 行 ル ー ル	2020年4月1日以降、当面の間	
	やむを得ない事情による 資格の回復手続き期限	やむを得ない事情による 資格の回復手続き期限 (新型コロナウイルス感染拡大に起因 する事由が認められる場合に限り) ※	やむを得ない事情による 資格の回復手続き期限 (新型コロナウイルス感染拡大以外の 事由)
更新	有効期限日から6か月以内	有効期限日から <u>9か月</u> 以内	有効期限日から6か月以内 (現行ルールから変更なし)

※ 新型コロナウイルス感染拡大に起因して申請が遅れた場合には、その事由を確認できる内容(書式は自由)を申請書類に必ず添付して下さい。

以上